

呉市水道局広告掲載取扱要綱

総務企画課

(目的)

第1条 この要綱は、呉市水道局(以下「局」という。)の広報物、印刷物等(以下「広報物等」という。)に対する広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広報物等)

第2条 前条に規定する広報物等は、次のものとする。

- (1) 広報誌「水道だより」
- (2) 検針票「水道使用水量等のお知らせ票」
- (3) 呉市水道局ホームページ(以下「局ホームページ」という。)
- (4) 前号に掲げるもののほか、呉市水道企業管理者(以下「管理者」という。)が広告媒体として適当と認めるもの

(広告掲載基準)

第3条 広告の掲載は、当該広告の内容、画像及びそのリンク先のホームページの内容が次の各号に掲げる事項に該当しない場合に限り、行うことができる。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 政治思想、支持政党に関するもの等政治性のあるもの
- (3) 宗派、宗教上の儀式に関するもの等宗教性のあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業及びこれに類するもの
- (5) 選挙に関するもの
- (6) 社会問題についての主義を主張する意見広告を内容とするもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 公序良俗に反するもの
- (9) 投機心又は射幸心を著しく煽るもの
- (10) 水道関連業者の商品をあたかも局が奨励しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (11) その他広告を掲載することが適当でないとして呉市水道局広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)が認めるもの

(広告の規格及び掲載位置)

第4条 第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる広報物等の広告の規格等は、別表1のとおりとする。

(広告掲載期間及び掲載料金)

第 5 条 第 2 条第 1 号，第 2 号及び第 3 号に掲げる広報物等の広告掲載期間及び掲載料金は，別表 2 のとおりとする。

2 第 2 条第 3 号に掲げる広報物等の広告掲載期間の開始日及び終了日は，管理者が定めることとする。

3 第 2 条第 4 号に掲げる広報物等の広告掲載期間及び掲載料金は，その都度，管理者が定めるものとする。

(広告掲載の募集)

第 6 条 広告掲載希望者の募集は，局ホームページ等の広報媒体を活用して公募するものとする。

2 管理者は，公募を行うに当たって，広告掲載希望者となり得る者及び広告会社に対し，広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第 7 条 広告掲載希望者は，広告原稿又は画像データを自己の負担により作成し，呉市水道局広告掲載申込書（様式第 1 号）により管理者が指定する期間内に広告の見本を添えて，申し込まなければならない。

2 前項に規定する申込みがあった場合に，管理者は，広告掲載希望者に対して，審査に必要な資料を求めることができる。

(広告掲載の審査等)

第 8 条 委員会は，前条の規定による広告掲載の申込みがあった場合には，第 3 条に規定する掲載基準に基づいて，広告掲載の内容等を審査し，広告掲載の可否を決定する。

2 前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは，呉市水道局広告掲載決定通知書（様式第 2 号）又は呉市水道局広告非掲載決定通知書（様式第 3 号）により広告掲載希望者に通知する。

3 広告掲載希望者が募集枠数を超えたときは，次の順位により決定する。

(1) 第 1 順位 公社，公団，公益法人及びこれに類するもの

(2) 第 2 順位 市民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で，市内に事業所等を有するもの

(3) 第 3 順位 前 2 号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で市内に事業所等を有するもの

4 前項の規定によっても，広告掲載希望者が募集枠数を超えるときは，第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる広報物等の広告については，抽選により決定する。また，第 2 条第 3 号に掲げる広報物等の広告については，同一の掲載順位のものの中では，掲載希望月の多いものを優先するものとし，これによっても掲載する広告を決定できないときは，申し込み順とする。

(委員会の組織等)

第 9 条 第 3 条第 1 1 号に規定する委員会は，次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 管理者
- (2) 副委員長 管理部長
- (3) 委員 総務企画課長，財務課長その他委員長が必要と認める者

2 委員長は，委員会の事務を統括し，会議を主宰する。

3 委員長に事故あるときは，副委員長がその職務を代理する。

4 委員会の会議は，総務企画課長の要請に応じて委員長が開催する。

5 委員会の庶務は，総務企画課企画調整係において行う。

(広告掲載料の納付)

第 1 0 条 広告掲載料は，掲載の決定後，管理者が指定する期日までに，一括前納するものとする。ただし，管理者が特別の理由があると認めるときは，この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第 1 1 条 管理者は，次の各号に該当する場合には，広告主への催告その他何らかの手續を要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿等の提出がないとき。

(3) 局ホームページからのリンク先のホームページの内容が第 3 条の規定に該当したとき。

2 管理者は，前項の規定により広告掲載を取り消したことにより広告主に損害を生ずることがあっても，その損害を賠償しない。この場合において，既納の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取下げ)

第 1 2 条 第 2 条第 1 号，第 2 号及び第 3 号に規定する広報物等の広告主は，自己の都合による広報物等への広告掲載の取下げは，決定通知書受領まではこれを認める。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは，広告主は，書面により管理者に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は，納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告内容等の変更)

第 1 3 条 第 2 条第 3 号に規定する広報物等の広告主は，広告の内容又はリンクを変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに、管理者に対し、呉市水道局掲載広告等変更申込書（様式第4号）を提出し、第8条第1項の規定を準用し、その承認を得るものとする。

（広告掲載の中止の申出等）

- 第14条 第2条第3号に規定する広報物等の広告主は、局ホームページへの広告の掲載を中止する場合は、掲載を中止しようとする日の前月の10日までに、管理者に対し、呉市水道局広告掲載中止申出書（様式第5号）を提出するものとする。
- 2 管理者は、前項の規定による申出があった場合、掲載した広告を削除するものとする。
- 3 管理者は、前項の規定により広告掲載を中止した場合は、既納の広告掲載料から広告の掲載を開始した月から中止した日の属する月までの広告掲載料を差し引いた額を当該広告主に対して返還するものとする。
- 4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告掲載料の返還）

- 第15条 広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料を返還する。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、納付済み額のうち未掲載期間に相当する額とする。
- 3 第2条第3号に規定する広報物等の広告掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、連続して24時間以上にわたり広告を掲載することができなかった場合は、掲載できなかった期間に応じ、広告掲載料を返還する。
- 4 第3項の場合において広告を掲載できなかった期間が1か月に満たない場合の当該月分の広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 5 第1項及び第3項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責任等）

- 第16条 広告及び局ホームページで指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関する責任は、広告主が負うものとする。
- 2 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか，広告に関し必要な事項は，管理者が定める。

付 則

この要綱は，平成17年8月8日から実施する。

付 則

この要綱は，平成18年3月15日から実施する。

付 則

この要綱は，平成18年7月3日から実施する。

付 則

この要綱は，平成20年5月2日から実施する。

付 則

この要綱は，平成21年1月13日から実施する。

付 則

この要綱は，平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は，平成21年10月1日から実施する。

別表 1 (第 4 条関係)

広報物及び印刷物の種別	掲載位置	規格	刷色
広報誌「水道だより」	中面最下段	広規格 1 4.5cm × 17.5cm	二色 (色指定不可)
		広規格 2 4.5cm × 8.7cm	二色 (色指定不可)
検針票「水道使用水量等のお知らせ票」	裏面	検規格 1 9cm × 16cm	一色 (青色)
		検規格 2 9cm × 8cm	一色 (青色)
呉市水道局ホームページ	トップページ 最下段	ホ規格 1 大きさ 56 ピクセル × 180 ピクセル 形式 GIF (アニメーション可), JPEG 又は PNG。 ただし, アニメーション GIF など動きがあるものを使用する場合には, 閲覧者の視覚に過度の負担が掛からないものとする。 容量 5 キロバイト以下	-

別表 2 (第 5 条関係)

規格	金額	広告掲載期間
広規格 1	33,600 円	発行 1 回につき
広規格 2	16,800 円	発行 1 回につき
検規格 1	84,000 円	2 期分 (4 ヶ月)
検規格 2	42,000 円	2 期分 (4 ヶ月)
ホ規格 1	2,100 円	1 ヶ月につき

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

様式第1号(第7条関係)

呉市水道局広告掲載申込書

平成 年 月 日

呉市水道企業管理者 殿

申込者住所 _____

会社・団体名 _____

代表者名 _____



電話

連絡先 FAX

E-mail _____

担当者名 _____

呉市水道局広告掲載取扱要綱第7条の規定により、次のとおり広告掲載を申し込みます。

1 広告の内容

2 規格等(希望規格の にチェックをしてください。)

広規格1 縦4.5cm,横17.5cm

広規格2 縦4.5cm,横8.7cm

検規格1 縦9cm,横16cm

検規格2 縦9cm,横8cm

ホ規格1 縦56ピクセル,横180ピクセル

(希望枠数 枠 リンク先 URL)

3 掲載希望期間

広報誌「水道だより」 月号

検針票「水道料金等使用水量お知らせ票」

呉市水道局ホームページ 平成 年 月 ~ 平成 年 月

(掲載期間は月単位とし、募集する期間の範囲内で記入してください。)

様式第2号（第8条関係）

呉市水道局広告掲載決定通知書

呉水 第 号
平成 年 月 日

様

呉市水道企業管理者

平成 年 月 日付で申込みの（水道だより
水道料金等使用水量
お知らせ票
呉市水道局ホームページ）への広告掲載については、

次のとおり決定しましたので、通知します。

1 掲載期間

水道だより 第 号
水道料金等使用水量お知らせ票 月検針～ 月検針分
呉市水道局ホームページ 平成 年 月～平成 年 月

2 規格

広規格1 縦4.5cm, 横17.5cm
広規格2 縦4.5cm, 横8.7cm
検規格1 縦9cm, 横16cm
検規格2 縦9cm, 横8cm
ホ規格1 縦56ピクセル, 横180ピクセル

3 広告（原稿
画像データ）提出期限
平成 年 月 日

4 広告掲載料金
金 , 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 広告掲載料金納付期限
平成 年 月 日

[注意事項]

- 1 広告掲載料金は、納付期限までに一括前納すること。
- 2 納付期限までに広告掲載料金が全納されないときは、広告の掲載を取り消すものとする。この場合、広告主に損害を生ずることがあっても、局は責任を負わない。
- 3 広告掲載料金全納後は、局の都合で広告掲載ができなかった場合を除き、納付済みの広告掲載料は、返還しない。
- 4 広告及び局ホームページで指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関する責任は、広告主が負うものとする。
- 5 第三者から広告に関連して損害を被った場合等は、広告主の責任及び負担において解決すること。

様式第3号（第8条関係）

呉市水道局広告非掲載決定通知書

呉水 第 号
平成 年 月 日

様

呉市水道企業管理者

平成 年 月 日付で広告掲載の申込みについては、次の理由により掲載しないことに決定しましたので、通知します。

1 申し込まれた広告

2 掲載できない理由

様式第4号(第13条関係)

呉市水道局掲載広告等変更申込書

平成 年 月 日

呉市水道企業管理者 殿

申込者住所 _____

会社・団体名 _____

代表者名 _____



電話 _____

連絡先 FAX _____

E-mail _____

担当者名 _____

呉市水道局ホームページに掲載した広告について変更したいので、次のとおり申し込みます。

変更するもの

リンク先

変更内容

変更後 URL

広告の内容

様式第5号(第14条関係)

呉市水道局広告掲載中止申出書

平成 年 月 日

呉市水道企業管理者 殿

申込者住所 _____

会社・団体名 _____

代表者名 _____



電話

連絡先 FAX

E-mail _____

担当者名 _____

呉市水道局ホームページへの広告掲載を中止したいので、次のとおり申し込みます。

掲載を中止する広告

1 掲載決定期間

平成 年 月 ~ 平成 年 月

2 掲載決定枚数

枚

3 中止希望月

平成 年 月 日から掲載中止を希望します。

4 リンク先 URL

5 広告の画像